



環 関 地 野 許 第 2103123 号
令 和 3 年 3 月 12 日

千葉県知事

鈴木 栄治 殿

関東地方環境事務所長 瀬川 俊郎



特定外来生物の防除について（確認）

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成 16 年法律第 78 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、貴殿の申請について下記のとおり確認する。

記

申請年月日	令和 3 年 3 月 8 日
特定外来生物の種類	ナガエツルノゲイトウ オオバナミズキンバイ等
防除の区域	一級河川利根川水系 大堀川、大津川、手賀川、下手賀川、亀成川、弁天川、手賀沼及び下手賀沼
防除の期間	令和 3 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日
防除の方法	陸上及び水上のナガエツルノゲイトウ及びオオバナミズキンバイ等について、根から丁寧に引抜き又は刈取りをし、回収する。陸揚げした外来水生植物は保管場にて乾燥させた後、処分場まで運搬し焼却処分する。なお、作業中及び運搬中は飛散防止を図る。